

事務連絡  
令和2年7月2日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課  
医療指導監査室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う  
指導・監査等の取扱いについて

令和2年5月25日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国解除されたところですが、依然、収束したとは言えない状況であることから、令和2年度の指導監査等につきまして は、下記によることとしましたので 適切に対応していただくようお願いします。

記

- 1 実施に当たり、関係団体と調整し、合意を得ること。
- 2 原則として次のとおり取り扱うこと。  
なお、実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてはいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、職員の健康管理を徹底すること。  
また、必要に応じて指導時間の短縮等を考慮すること。
  - (1) 指定時、更新時及び保険医等集団指導  
実施するが、資料を配付した場合も 実施したものとみなす。
  - (2) 集団的個別指導  
中止する。
  - (3) 個別指導  
実施する。  
ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合も病院外で行う。
  - (4) 監査  
実施する。  
ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合も病院外で行う。
  - (5) 適時調査  
中止する。  
ただし、緊急を要する場合は、病院外で実施する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大状況 から 今年度の計画未達成が見込まれるが、やむを得ない。実施に当たっては指導の優先度を考慮すること。